

(案)

事 務 連 絡
平成 20 年 月 日

各先進医療実施責任者 殿

厚生労働省
保険局医療課長

先進医療に係る健康危険情報の取扱いについて

1. 趣旨

厚生労働省においては、平成9年1月に「厚生省健康危機管理基本指針」(平成13年以降「厚生労働省健康危機管理基本指針」)を策定し、健康危機管理体制の強化を進めており、この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報(以下「健康危険情報」という。)については、厚生労働省が行う研究助成により研究を実施する研究者からも広く情報収集を図っているところです。

つきましては、先進医療においても同様に、健康危険情報に関する情報収集窓口を設け、情報の広範囲な収集及び分析に努めることといたします。

具体的には以下の事項についてご協力をお願いいたします。

2. 要請事項

- (1) 先進医療の実施過程において、健康危険情報を把握した場合には、各実施責任者から速やかに厚生労働省保険局医療課 先進医療担当者(〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省保険局医療課内 FAX 03-3508-2746)までご連絡いただくこと。
- (2) その他の実施者に対して、健康危険情報を把握した場合には、速やかに実施責任者へ連絡するよう伝達していただくこと。

3. 健康危険情報連絡様式

今後、研究の過程において、健康危険情報を把握した場合は、別添様式を用いて厚生労働省保険局医療課 先進医療担当者までファックスにてご連絡くださるようお願いいたします。